

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年10月20日認可した。

平成22年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺浦上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺浦下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修）鎮守池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）小立岡地区